

【商品概要説明書】

財形年金預金

項 目	内 容
商品名	財形年金預金
ご利用いただける方	当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満 55 歳未満の従業員の方（一人 1 契約限り）
期間	5 年以上
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	給与、賞与からの天引きで 1 年に 1 回以上のお預け入れ 1 円以上 1 円単位
払戻方法	満 60 歳以降、5 年以上 20 年以内の間で、3 か月毎（年 4 回）にご指定の口座に振り込みます。 支払日は 1 日から 28 日の間で指定できます（支払日が休日の場合は、翌営業日になります）。 最終預入日から年金支払開始までに 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）満期時の取扱い	各預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 満期日以降に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割かつ 1 年複利の方法で計算します。 最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期間で自動的に継続します。自動継続後は、継続日の店頭表示の利率が適用となります。
手数料	—
付加できる特約	要件を満たす場合は、マル財の取扱いができます。
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財形住宅預金と合算し、元本 550 万円（元加利息を含む）までの利子が非課税扱いになります。</li> <li>・ 非課税枠を超過すると、発生する利息がすべて 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。</li> <li>・ 年金支払等要件以外の払い戻しの場合、最長 5 年間さかのぼって 20% の分離課税の扱いとなります。</li> </ul> ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、税率は 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）となります。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、預入された期日指定定期預金（一部スーパー定期預金）の解約日までの期間に応じた当行所定の期限前解約利率により利息を計算し、元金とともにお支払いします。（詳しくは期日指定定期預金またはスーパー定期預金の商品概要説明書をご参照ください。）</li> <li>・ 年金支払等要件以外の払い戻しの場合、財形年金預金の全額解約となります。</li> </ul>

次項に続きます

金利情報の入手方法	当行のホームページもしくは店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。また、窓口にお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・預入を中断した場合は、一度の中断が2年を超えると課税扱いとなります(ただし、育児休業等の場合は子が3歳に達するまで非課税)。</li> <li>・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> <li>・勤務先事業主経由にてお申込みください。</li> </ul>
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(2020年12月10日現在)